参考資料2

R2.11.24教職課程の質保証のための ガイドライン検討会議(第1回)資料3再掲

教職課程の質保証に関する基礎資料

- 1. 複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)(抜粋)
- 2. 教職課程の基準に関するWGの報告を受けた制度改正について
- 3. 教職課程の質保証に関する取組状況
- 4. 「教学マネジメント指針」概要

1. 複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)(抜粋)①

令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ

二 教職課程の実施体制に関する基本的な方向性

教職課程の実施についてはこれまで、学科等が責任を持って行う体制を確保するべく、基本的には当該学科等が必要な科目や教員等を自ら備えることを求めてきた。しかしながら、以上のような近年の状況を踏まえ、今後の教職課程の実施体制の在り方としては、学科等が基本的な責任を負いつつも、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、学内の複数の学科等や複数の教職課程の間、さらには複数の大学の間において、授業科目や専任教員を共通化しつつ、連携・協力して教職課程を運営できるようにする方向で見直していくことが適当である。

ただし、複数の組織の間で教職課程運営の責任の所在が不明確になったり、教職課程のカリキュラムの体系性が失われたりすることで、かえって質が低下することは避けなくてはならない。このため、こうした連携・協力体制を組む場合には、全学的に、及び大学間で、教職課程に責任を持つ組織体制を備えるとともに、当該組織が中心となって、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みを確立することが必要である。

五 教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み

1. 全学的に教職課程を実施する組織体制

これまでにも中央教育審議会答申等において、全学的に教職課程を実施する組織体制を整備し、教職課程のカリキュラムの充実や複数の教職課程間における科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等を図ることが提言されており、実際に、教職課程を設置する多くの大学では、教職課程センターや、教職課程のカリキュラム等を協議する委員会などが整備されてきている。

三に示したように、学内の複数の学科等間の複数の教職課程において、授業科目を共通に開設することや、専任教員を共通化することのできる範囲を拡大する場合には、学科等の間における教職課程のカリキュラムや担当教員についての調整、他学科等の授業科目まで視野に入れた学生への履修指導など、全学的に教職課程を実施する組織体制が整えられていることが、これまで以上に重要となる。

このような点を踏まえ、<u>教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する組織体制を整備することを義務とすべき</u>である。

この全学的な組織体制は、教職課程の体系性や適切性を担保するために、教職課程の企画、実施、評価、改善などの全学的に教職課程をマネジメントする機能を果たすことが考えられる。特に、以下の2から5までに示す<u>教職課程の自己点検・評価、外部専門家によるレビュー、情報の公表及び教職員に対する研修等を含め、教職課程を継続的に改善していくための中心的な役割を果たすことが求められる。文部科学省においては、全学的な組織体制に期待される役割・機能について、既に取り組まれている好事例などを参照しつつガイドラインを作成し、その充実を促進していくべきである。</u>

1. 複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)(抜粋)②

令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ

2. 教職課程の自己点検・評価

自己点検・評価は、大学が自主的に教育の内容・方法を改善していくための前提となる取組であり、実際に多くの大学では、 学部等の自己点検・評価の中で教職課程についても評価を行うことや、全学的な教職課程のカリキュラム委員会等において 教職課程を検証することなどが行われている。

このような点を踏まえ、<u>教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とすることが適当</u>である。ただし、<u>評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう、学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で教職課程についても扱うこととするなど、柔軟な取組が可能となるように留意すべき</u>である。

また,自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう,<u>文部科学省において自己点検・評価の観点などを整理したガイド</u> <u>ラインを作成すべき</u>である。

4. 教員養成の状況に関する情報の公表

大学は、教職課程の質の向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の状況に関する以下の情報について、刊行物への掲載やインターネットの利用等の方法により公表することが義務付けられている(免許法施行規則第22条の6)。

- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること
- ・教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること
- ・教員の養成に係る授業科目,授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること
- 卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること
- 卒業者の教員への就職の状況に関すること
- ・教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること

これらの事項に加えて、三1(2)に示したように、教職専門科目について、教員養成を主たる目的とする学科等と一般学部 との間での授業科目の共通化の範囲を拡大することに鑑み、学生の適正な履修環境の確保に係る取組に関することを新たに 公表の対象に加えることが適当である。

大学においては、全学的に教職課程を実施する組織体制が中心となり、大学として責任ある体制の下で情報の公表を行うとともに、自己点検・評価などにおいて適切に情報が公表されているかどうかをチェックすることが求められる。文部科学省においては、前述のガイドライン(全学的に教職課程を実施する組織体制、自己点検・評価に関するもの)の中で、情報の公表について位置付けることを通じて、各大学の取組の充実を促していくことが適当である。

1. 複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)(抜粋)③

令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ

5. 教職課程を担当する教職員に対する研修

大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施が義務付けられており(大学設置基準第25条の3)、教職課程について取り上げた研修等が実施されている大学もある。

大学においては、教職課程の運営に対する教員の意識を高めるとともに、学校現場における課題に対する指導力を身に付けるため、特に全学的に教職課程を実施する組織体制が中心となって教員に対する研修を充実していくことが求められる。 文部科学省においては、前述のガイドライン(全学的に教職課程を実施する組織体制、自己点検・評価に関するもの)において教員に対する研修を位置付けることを通じて、取組の充実を促していくことが適当である。また、教職課程を適正に運営していくためには、大学の職員が教職課程に関する法令を理解するとともに、教員とともにより適切なカリキュラムとなるように改善を行っていくことが必要であり、文部科学省は教職課程を担当する職員向けの情報提供を行うなど、研修機会の充実を支援していくことが求められる。

2. 教職課程の基準に関するWGの報告を受けた制度改正について①

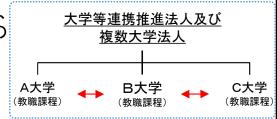
制度創設の趣旨及び経緯

教職課程の基準に関するワーキンググループにおいて報告された「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)」 (令和2年2月)において、

- ①大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた教職課程を設置する大学の科目設置及び専任教員の共通化の特例の創設
- ②学内の2以上の学部が連係して学部等連係課程を設置する場合の専任教員の共通化の特例の創設
- ③教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実及び当該組織による教職課程の自己点検評価の仕組みの創設
- について提言されており、当該提言を受けて制度改正を行う。

①大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた教職課程を設置する大学の科目設置及び専任教員の共通化の特例の創設(省令及び基準の改正)

国公私立の複数大学を束ねる大学等連携推進法人(一般社団法人)として文部科学大臣に認定された場合に、大学等連携推進法人に参画する大学や複数大学法人が設置する大学は、大学設置基準等の自ら開設の原則の例外として参画する他の大学と連携して開設する科目を自らが開設したものとみなすことができる特例を設けることとされている。



等

〇教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)及び教職課程認定基準(教員養成部会決定)上の特例

	単位互換制度	連携開設制度	共同実施制度		
仕組み	各大学が開設している授業科目について単位互換協定に基づき、自らの大学の授業科目とみなす仕組み	大学等連携推進法人や複数大学法人に参画する 大学が連携して開設する科目(連携開設科目)を 自らの大学の授業科目とみなす仕組み	共同の学位プログラムの下設置される複数 大学の教職課程を同一のものとみなし、大 学が開設する授業科目をお互いに自ら開設 する授業科目とみなす仕組み		
大学が開設する 授業科目上の特例 (免許法施行規則)	「教職に関する科目」のみ3割を上限に他の大学が開設する授業科目を自らが開設する授業科目とみなす	「教科及び教職に関する科目」のうち連携開設科目については <u>8割</u> を上限に自らが開設する授業科目とみなす(※1)	「教科及び教職に関する科目」において他の大学が開設する授業科目の全てを自らが開設する授業科目とみなす 大学間の専任教員の共通化を可能とする		
<u>専任教員の共通化</u> (教職課程認定基準)	なし	上記の仕組みを活用する複数の大学が同一の免許状の種類(幼・小免許を除く)の教職課程の認定を同時に受けようとする場合(連携教職課程)には、一定の要件を満たした場合(※2)に、大学間の専任教員の共通化を可能とする			

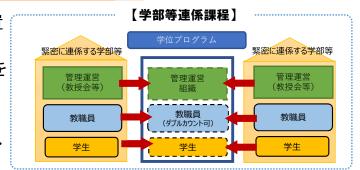
- ※1連携開設制度を活用して開設される授業科目については大学において公表を行うこととする。(免許法施行規則)
- ※2連携教職課程を設置しようとする大学については課程認定基準上の要件を課すこととする。(教職課程認定基準)
 - ・幼稚園・小学校の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等が一以上含まれていること。
- ・教学管理のための体制を整備すること。その際、各設置大学の専任教員がそれぞれ一人以上からなるものであること。
- ・学生が在籍する学科等において8単位以上を修得し、それ以外の学科等のいずれかで8単位以上を修得するものとして必要な単位数を開設すること。

2. 教職課程の基準に関するWGの報告を受けた制度改正について ②

②学内の2以上の学部が連係して学部等連係課程を設置する場合の専任教員の共通化の特例の創設(基準の改正)

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年文部科学省令第11号)により、大学設置基準等が改正され、大学は学内資源の共通化により学部横断的な教育を実現するために、学内に置かれる2以上の学科等に横断する教育課程を実施するための「学部等連係課程実施基本組織」を新たに設置することができることとなった。

これを受け、教職課程を学部等連係課程実施基本組織に設置することを可能とし、同一の免許状 の種類の教職課程を緊密に連係する学部等と学部等連係課程実施基本組織に設置する場合には、 併せて一つの学科等とみなして入学定員の合計数に応じた必要専任教員数の配置を可能とする。



③教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実及び当該組織による教職課程の自己点検評価の仕組みの創設(省令の改正)

学科等が教職課程の実施に当たって基本的な責任を有することが原則となっているが、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、上記①②により学内及び学外の資源を共通化し、教職課程を運営することが可能となる。

その際、教職課程運営の責任の所在を明確化するとともに、複数の教職課程を一体的に管理・運営するために全学的な組織体制を整備するとともに、自主的に教職課程の水準を維持・向上させる仕組みを確立する。

全学的な組織体制の整備 OO大学 a学部 C学部 教職課程 b学部 教職課程

<全学的な組織体制の充実>

同一大学内の複数学科等に設置されている教職課程を一体的に、企画、実施、評価、改善を行う<u>全学的なマネジメント機能を持つ組織の設置など</u>を求める。

<教職課程の自己点検評価の仕組み>

上記全学的な組織体制の下、教職課程を設置する大学は、教育の内容及び方法を自ら点検評価し、改善するよう求める。

大学は、学校教育法第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で、教員養成の目標、授業科目、教育課程などの教職課程を自ら検証し、改善に取り組むことが期待される。

※なお、上記全学的な組織体制の充実や自己点検評価の仕組みについては国においてガイドラインを示す予定。

施行日(省令及び基準)

上記、①及び②については令和3年4月1日から、③については令和4年4月1日から施行する。なお、①に伴う課程認定上の変更届及び認定申請の受付は令和3年3月頃を予定し、変更届に基づく教職課程については令和3年4月1日から、認定申請された教職課程については令和4年4月1日から開始する。

① 全学的に教職課程を実施する体制

認定課程を有する大学において教職課程の全学的なマネジメント体制を整備するため、教職課程センターといった全学的な独立の組織の設置や、全学教職課程運営委員会といった全学的な会議体を設置している大学が多い。

※公益財団法人大学基準協会調査(平成29年9月実施):一種免許状の認定課程を有する501大学対象

(参考)認定課程を有する大学として求められる責務(教育職員免許法施行規則)

- ・「認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、<u>体系的に教育課程を編成しなければならな</u>い。」(22条)
- ・「認定課程を有する大学は、<u>学生が</u>普通免許状に係る所要資格を得るために<u>必要な科目の単位を修得するに当たっては</u>、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する<u>適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない」</u>(22条の4)
- ・「認定課程を有する大学は、教育実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、養護実習及び栄養教育実習(以下この条において「<u>教育実習等</u>」という。)<u>を行うに当たっては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない</u>」(22条の5)
- ・「認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする」(22条の6)
 - 教職課程の全学的なマネジメント体制の整備状況 ※公益財団法人大学基準協会調査(平成29年9月実施)
 - ① 教職課程センターといった全学的な独立の組織を設置 (35.7%)
 - ② 全学教職課程運営委員会といった全学的な会議体を設置 (78.2%)
 - ③ 各教職課程に組織された委員会がその責任において同課程を運営 (21.2%)
 - ④ 全学的な組織は設けず、各学部・学科等がその責任において教職課程を運営 (9.2%)
 - ⑤ その他 (2.4%)

② 自己点検・評価等の内部質保証の取組

大学は、教育研究等の総合的な状況について、自己点検・評価を行い、その結果を公表することが 義務づけられている。 (学校教育法第109条第1項)

- 教職課程の自己点検・評価等の内部質保証の取組状況 ※公益財団法人大学基準協会調査(平成29年9月実施):一種免許状の認定課程を有する501大学対象
 - ① 学部等の自己点検・評価の中で教職課程を検証し改善・改革に連結 (35.9%)
 - ② 教職課程のカリキュラム委員会等を通じて同課程を検証し改善・改革に連結 (50.3%)
 - ③ ②以外の方法で教職課程独自の自己点検・評価を構築・運用 (5.8%)
 - ④ シラバスを個別にチェックすることで改善・改革に連結 (49.5%)
 - ⑤ 内部質保証の体制は未整備 (16.4%)
 - ⑥ その他 (3.6%)

(参考)自己点検・評価

- ・学校教育法第109条第1項 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- ・学校教育法施行規則166条 大学は、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

③ 教員養成の状況に関する情報の公表

認定課程を有する大学は、教職課程の質の向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の状況に関する情報の公表について、平成27年度から義務付けられている。

(教育職員免許法施行規則第22条の6)

・教員養成の状況に関する情報を公表している大学:96.8%

※公益財団法人大学基準協会調査(平成29年9月実施):一種免許状の認定課程を有する501大学対象

■ 教育職員免許法施行規則第22条の6に定める各項目別の公表状況 ※公益財団法人大学基準協会調査(平成29年9月実施)

1	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画	(87. 2%)
_	教員の養成に係る組織 教員の養成に係る教員の数 教員養成に係る各教員が有する学位・業績・担当授業科目	(83. 5%) (76. 6%) (82. 3%)
3	教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法 及び内容並びに年間の授業計画	(90. 6%)
4	卒業者の教員免許状の取得の状況	(84. 6%)
⑤	卒業者の教員への就職の状況	(86. 1%)
6	教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組	(68. 7%)

④ 教職課程を担当する教員に対するFD

大学は、教育内容等の改善のための組織的な研修等(FD:ファカルティディベロップメント)の実施 が義務づけられている。 (大学設置基準第25条の3)

教職課程を担当する教員に対するFDを実施している大学もある。

※公益財団法人大学基準協会調査(平成29年9月実施):一種免許状の認定課程を有する501大学対象

■ 教職課程に特化したFDの取組状況

※公益財団法人大学基準協会調査(平成29年9月実施)

① 教職課程を担っている全専任教員による組織的なFD活動を展開 (9.0%)

② 部局(学部等)の専任教員が参加して行う全体的なFDの取組の一環として、 教職課程FDを実施 (22.9%)

③ 教職課程の教育内容·方法を目的とするFDは制度化していない (61.2%)

④ わからない (6.2%)

⑤ その他 (0.6%)

(参考)ファカルティディベロップメント(FD)

・大学設置基準第25条の3 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。 そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメント とは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者 日線」から「学修者日線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント 指針とは

IV

Fマ

D ネ

X 2

教を

学支

Ιえ

Rる

D

ジ

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を示す。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界 といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP)

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

I「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

✓ 学生の学修日標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう。DPを具体的かつ明確に設定

Ⅱ授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数 の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改 善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

「学付プログラム」レベル

シラバス、カリキュラムマップ、 カリキュラムツリー、ナンバリン グ、キャップ制、週複数回授業、 アクティブ・ラーニング、主専 攻•副專攻

「授業科目」レベル

ルーブリック、GPA、 学修ポートフォリオ

別途整理

I~Vの取組を、大学全体、 学位プログラム、授業科目の それぞれのレベルで実施しつつ、 全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方 や尺度(アセスメントプラン)に 則り、大学教育の成果を点 検・評価

項目の例は



積極的な説明責任

V 情報 公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成が求められる

社会からの信頼と支援11